

電子帳票配信サービス契約約款

令和2年4月

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社

# 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (取扱準則)	1
第4条 (用語の意味)	1
第2章 サービスの種別等	2
第5条 (サービスの種別)	2
第6条 (サービスの品目)	2
第3章 契約	2
第7条 (契約の単位)	2
第8条 (最低利用期間)	2
第9条 (契約の申込)	2
第10条 (契約申込の承諾)	3
第11条 (契約の成立)	3
第12条 (契約変更の申込)	3
第13条 (契約変更の承諾)	3
第14条 (サービスの廃止)	3
第15条 (提供の中止)	3
第16条 (提供の停止)	3
第17条 (当社が行う契約の解除)	4
第18条 (契約者が行う契約の解約)	4
第19条 (契約上の権利の譲渡)	4
第20条 (契約者の地位の承継)	4
第21条 (契約者の氏名等の変更)	5
第4章 電気通信設備の接続等	5
第22条 (契約者の端末設備の接続検査等)	5
第5章 通信	5
第23条 (取扱地域)	5
第24条 (非常事態が発生した場合等の利用制限)	5
第6章 管理範囲等	5
第25条 (管理範囲)	5
第26条 (設備の修理又は復旧)	5
第7章 料金等	5
第27条 (料金体系)	5
第28条 (料金及び工事費)	6
第29条 (料金の計算方法)	6
第30条 (料金の日割額)	6
第31条 (料金及び工事費の支払義務)	6
第32条 (料金等の請求及び支払)	6
第33条 (利用不能時の料金減額措置)	6
第34条 (工事に関する費用の返還)	6
第35条 (割増金)	7
第36条 (遅延損害金)	7
第37条 (金額の端数処理)	7
第38条 (消費税相当額の取り扱い)	7
第39条 (料金の変更)	7
第9章 損害賠償	7
第40条 (損害賠償の範囲)	7
第41条 (免責)	8
第10章 雑則	8
第42条 (技術的事項)	8
第43条 (契約者の義務)	8
第44条 (自己責任の原則)	8
第45条 (禁止行為)	9
第46条 (秘密保持)	9
第47条 (契約者情報の取扱い)	9
第48条 (協議事項)	10

第49条（準拠法及び管轄裁判所）	10
附則	10
別表第1号〈管理範囲〉	11
別表第3号〈技術的事項〉	12
別表第4号〈第三者サービス〉	13

# 電子帳票配信サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、この電子帳票配信サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより電子帳票配信サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、本サービスの料金変更その他重要事項に関する約款変更のときには、変更する日の1か月前までに、契約者にその旨を通知します。

### 第3条 (取扱準則)

当社は、この約款に従って、本サービスのための契約(以下「本サービス契約」といいます。)を契約者と当社の間で締結します。

2. 契約者は当社に対し、本サービス提供の対価を支払うものとします。

### 第4条 (用語の意味)

この約款の用語の意味は次のとおりとします。

用語	用語の意味
1.契約申込者	当社に本サービス契約の締結を申し込んだ法人又は団体
2.契約者	当社と本サービス契約を締結している者
3.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
4.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
5.取引先企業	契約者との間で電子帳票配信サービスを使用してデータ交換を行う企業
6.電子帳票配信サービス	契約者が送信したデータを当社電子帳票サービスセンターで電子帳票に変換し、それに電子署名を付け、契約者の取引先企業に配信するサービス。尚、契約者の希望により、電子署名なしの電子帳票やタイムスタンプを付与した電子帳票を選択することも可能です。
7.EDI サービス	所定のビジネスプロトコルに従った取引関係を対象とした企業間データのデータ交換を行う電気通信サービス
8.電子帳票サービスセンター	電子帳票配信サービスを行う為に当社が設置したデータ交換設備
9.通信回線	契約者が、自己の費用で電子帳票サービスセンターに接続する為に、当社又は他の電気通信事業者により提供を受ける電気通信回線
10.端末設備	電子帳票配信サービスを利用するため、契約者が通信回線に接続する電気通信設備
11.電子帳票	契約者が当社電子帳票サービスセンターに登録した、契約者の取引先に配信する帳票
12.電子証明書	電子認証局が契約者に発行する証明書
13.電子認証局	電子的な身分証明書を発行する機関。

用語	用語の意味
14.電子署名	電子証明書を使ってデータ内容の改竄を検知できるように、当該データに電子的な署名を施す行為
15.署名検証	電子署名されたデータの改竄有無を確認するための電子的な検証行為
16.タイムスタンプ	電子署名と一緒に電子データに付与され、その時点での電子データの存在を証明する正確な日時情報

## 第2章 サービスの種別等

### 第5条（サービスの種別）

本サービスには、次の種別があります。

#### (1) 電子帳票配信サービス

### 第6条（サービスの品目）

本サービスには、次の品目があります。

以下のサービス品目の差異によって、サービス料金を定めるものとします。

品目	内容
ライトプラン	定型帳票フォームを利用するプラン
カスタムプラン	契約者の要望に沿って当社が作成した帳票を利用するプラン

## 第3章 契約

### 第7条（契約の単位）

本サービスは、電子帳票を配信するグループ企業単位に契約していただきます。

### 第8条（最低利用期間）

本サービスには最低利用期間があります。最低利用期間は、利用開始日から起算して1年間とします。本サービスの提供は、最低利用期間満了の3か月前までに契約者から別段申し出のない限り引続き継続し、以降も同様とします。

- 2.. 利用開始日とは、契約者が契約を申込み、当社が承諾後、サービス提供可能となった日で当社が指定する日とします。
3. 本サービスの契約者に、最低利用期間内に解約があった場合には、最低利用期間満了まで(当社の定める期日までに)に当社が契約者に請求する金額の総計(以下「違約金」といいます。)を契約者は当社に支払うものとします。
4. 本サービスの契約内容を変更された場合における最低利用期間の起算日は、変更後のサービス品目の提供が可能となった日で、当社が指定した日とします。

### 第9条（契約の申込）

本サービスの契約申込みは、当社の定める契約申込書に次の事項を記載して当社の営業所に提出していただきます。

- (1) 契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所
- (2) 利用開始(設定希望日)年月日
- (3) その他必要事項
2. 契約者が本サービスを利用するに当たり、当社のEDIサービスを併せて利用する場合は、別途EDIサービス契約を締結するものとします。
3. 契約者が本サービスを利用するに当たり、当社のインターネット接続サービスを利用する場合は、

別途インターネット接続サービス契約を締結するものとします。

#### 第10条（契約申込の承諾）

当社は、契約申込みがあったときは、次の場合を除き本サービスの提供を承諾します。

- (1) 契約申込者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠り又は怠る恐れがあるとき。
  - (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき。
  - (3) 契約申込者が第16条（提供の停止）第1項の各号に該当するとき。
2. 契約者がプランを変更（カスタムプランからライトプランへの変更又はその逆）する場合は、変更後のプランの初期費用をお支払いいただきます。

#### 第11条（契約の成立）

本契約は、契約申込者による申込みに対して、前条の各号に該当しない場合に、当社が契約者に受諾の通知を行ったときに成立するものとします。

#### 第12条（契約変更の申込）

契約者が次の事項について契約変更の申込みをされる場合は、当社の定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更予定日の2か月前の当社営業日（変更予定日を算入せず、2か月とする。2か月前の当該日が、土曜、日曜、祝休日の場合は、直前の当社営業日）までに当社の営業所に提出していただきます。

- (1) 契約申込者の氏名(商号)、代表者、住所の変更
- (2) 電子帳票の変更
- (3) その他の事項

#### 第13条（契約変更の承諾）

契約変更の申込みがあったときは、次の場合を除き本サービスの変更を承諾します。

- (1) 契約者が、料金等の支払いを現に怠り又は怠る恐れがあるとき。
- (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき。
- (3) 契約者が第16条（提供の停止）第1項の各号に該当するとき。

#### 第14条（サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの特定品目のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により当該サービスを廃止するときは、廃止する日の6か月前までに、契約者にその旨を通知します。

#### 第15条（提供の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスを中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 当社が設置する電気通信設備及びデータ交換設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
  - (3) 天災、事変その他の非常事態の発生により本サービスの提供を中止する措置をとったとき。
  - (4) 他の電気通信事業者がサービス提供を中止することにより本サービスの提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを中止するときは、予めそのことを契約者に通知いたします。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### 第16条（提供の停止）

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金、遅延損害金、割増金を支払わないとき。
- (2) 第43条（契約者の義務）第1項の規定に違反して当社の承諾を得ずに、当社が設置する電気通信設備に、通信回線、契約者の電気通信設備又は当社以外の者が提供する電気通信設備を接続したとき。

- (3) 第 22 条(契約者の端末設備の接続検査等)第 2 項の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準に適合しないと認められた端末設備又はルータを通信回線から取り外さなかったとき。
  - (4) 第 45 条(禁止行為)に定める禁止行為に該当する行為を行っているときと当社が判断したとき。
  - (5) 契約者の本サービスの利用に関し他の契約者又は第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めたととき、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したとき。
  - (6) 前各号の他、当社又は第三者の業務遂行又は当社又は第三者の提供する電気通信設備及びデータ交換設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。
2. 当社は、停止期間経過後も契約者が前項に該当している場合は、引続き停止するものとします。
  3. 契約者は、前 2 項の通信停止期間中は、別表第 2 号<料金及び工事費>に定める料金を支払うものとします。

#### 第 17 条 (当社が行う契約の解除)

- 第 16 条(提供の停止)第 2 項の規定による提供停止期間を経過し、なお契約者が第 16 条(提供の停止)第 1 項の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービス契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第 16 条(提供の停止)第 1 項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したとき、当社が緊急かつ必要と認めたとときは、提供の停止をすることなく本契約を解除することがあります。
  3. 当社は契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときには、契約者に対し何らの催告その他手続を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
    - (1) この約款に違反したとき。
    - (2) 監督官庁から営業許可取消・停止などの処分を受けたとき。
    - (3) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。
    - (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
    - (5) 破産、特別清算、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始の申し立てを受けたとき、又は申し立てを自らなしたとき。
    - (6) 解散(合併の場合を除く)の株主総会決議をしたとき。
    - (7) 財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
    - (8) 当社又は本サービスの信用を毀損する恐れがある方法で当該サービスを利用する恐れがあるとき。
    - (9) その他この約款の義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合。
  4. 前項により本契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって被った損害賠償の請求をできるものとします。

#### 第 18 条 (契約者が行う契約の解約)

契約者が契約を解約しようとするときは、解約しようとする日の 3 か月前の当社営業日(当該日が土曜日、日曜日、祝日の場合には、その直前の当社営業日)までに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、契約の解約はサービス利用開始後、1 年を経過している場合に限りません。

#### 第 19 条 (契約上の権利の譲渡)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとします。

#### 第 20 条 (契約者の地位の承継)

- 契約者において、合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により契約者の地位を承継した者は、承継の日から速やかに承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知するものとします。

## 第21条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、住所又は代表者に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

2. 契約者は、会社の分割、合併、組織変更、第三者の資本参加による過半数を超える株主構成の変更又は役員構成の大幅な変更が生じる場合には、事前に書面により当社に届け出るものとします。

## 第4章 電気通信設備の接続等

### 第22条（契約者の端末設備の接続検査等）

当社は、契約者の端末設備に異常があるなど当社の提供する本サービスの提供に支障があり、必要と認めるときは、端末設備の接続が当社の技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。契約者に正当な理由がある場合等を除き、この検査を受けることを承諾するものとします。

2. 前項の接続検査を行った結果、契約者の端末設備が技術基準に適合していると認められない場合は、契約者はその端末設備を通信回線から取り外すものとします。
3. 第1項の検査を行う場合は、当社の係員は所定の証明書を提示いたします。

## 第5章 通信

### 第23条（取扱地域）

本サービスの通信を取り扱う地域は、日本国内とします。

### 第24条（非常事態が発生した場合等の利用制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により通信の全部を提供できない恐れが生じたときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条並びに総務省令で定める重要通信を確保するため、通信の一部を停止する措置をとることがあります。

2. 通信が著しく輻輳した場合には、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第6章 管理範囲等

### 第25条（管理範囲）

サービスの提供における、契約者と当社の管理範囲は別表第1号<管理範囲>のとおりとします。

### 第26条（設備の修理又は復旧）

本サービスの利用中に契約者が異常を発見したときは、契約者の設備等に故障がないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の旨請求するものとします。

2. 当社の電気通信設備及びデータ交換設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを当社が知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

## 第7章 料金等

### 第27条（料金体系）

料金体系は次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 基本料金
- (3) ユーザID管理料金



- (4) デリバリー料金
- (5) 付加サービス料金

**第 28 条 (料金及び工事費)**

当社が提供する本サービスの料金及び工事費は別表第 2 号<料金及び工事費>のとおりとします。

**第 29 条 (料金の計算方法)**

料金は、前月 16 日から当月 15 日の 1 か月を 1 料金月として算定させていただきます。

2. 利用開始日は、当社が連絡する利用開始日をもって利用を開始した日とみなします。
3. 本サービスは、利用開始日が 16 日以外の場合、サービス提供日数に対応するように、月額の基本料金の日割計算を行ない、それを当該月分サービスの利用料金とします。また、その契約解約日は、契約解約日が 15 日以外の場合、契約者の希望する解約日までのサービス提供日数に対応するように、利用料金(月額)、回線使用料金の日割計算を行ない、それを当該月分サービスの利用料金とします。日割額については、第 30 条(料金の日割額)の規定に従います。

**第 30 条 (料金の日割額)**

料金の日割額については、別表第 2 号<料金及び工事費>に示す本サービスの基本料金を暦日数で除したものを 1 日(24 時間)当りの利用料金とします。

**第 31 条 (料金及び工事費の支払義務)**

契約申込者が当社の提供する本サービスに申込みをされ、当社が提供を承諾したときは、第 28 条(料金及び工事費)の規定による料金を支払うものとします。

**第 32 条 (料金等の請求及び支払)**

加入、工事等にかかわる一時費用は第 1 回の料金請求のときに併せて請求させていただきます。

2. 当社は、当月分サービス料金等を、当月末までに契約者宛に請求します。
3. 契約者は、当社の請求書に定められた支払期日・方法により料金を支払うものとします。

**第 33 条 (利用不能時の料金減額措置)**

当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知った時から連続して 12 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求にもとづき、利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額します。

**第 34 条 (工事に関する費用の返還)**

当社は、工事に関する費用(当社が行う工事に関する費用に限ります。)の支払いを受けている場合において、次に該当するときは、契約者からの請求により、その費用を返還します。

区分	返還する費用
当社がその工事に着手する前に、契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取り消しがあったとき。	取り消しの対象となる工事に関する費用。 ただし、左記の取り消し連絡を受領したときに、当社が既に支出した額及び当該取り消しにより、当社が支出を余儀無くされる額を除くものとします。
当社がその工事に着手した後、工事完了前に契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取り消しがあったとき。	取り消しの対象となる工事に関する費用のうち未工事分に相当する額。ただし、左記の取り消し連絡を受領したときに、当社が既に支出した額及び当該取り消しにより、当社が支出を余儀無くされる額を除くものとします。

### 第35条（割増金）

本サービスの料金及び費用を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

### 第36条（遅延損害金）

契約者は、当社が提供する本サービスに関して契約者に請求した料金について、契約者が請求書に指定した期日までにその料金を支払わないときは、支払期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について、年14.6%の割合（1年を365日とする日割）で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

### 第37条（金額の端数処理）

料金その他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

### 第38条（消費税相当額の取り扱い）

第27条（料金体系）及び第28条（料金及び工事費）に規定する料金及び工事費は消費税相当額を含んでおりません。契約者に対しては、算定料金及び工事費等にその消費税相当額を加算して請求させていただきます。

2. 第32条（料金等の請求及び支払）に規定する請求書は、消費税相当額を別枠で表示いたします。
3. 第36条（遅延損害金）に規定する遅延損害金については、前2項の規定は適用しません。
4. 第40条（損害賠償の範囲）の規定により当社が契約者に支払う損害賠償金は、消費税相当額を含まない額とします。

### 第39条（料金の変更）

当社は、都合により第28条（料金及び工事費）に定めた料金を変更することがあります。

2. 当社は、当該サービス料金を変更するときは、変更する日の1か月前までに、契約者にその旨を通知します。

## 第9章 損害賠償

### 第40条（損害賠償の範囲）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりそのサービスの提供ができず、契約者に損害を与えたときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。その場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24の倍数である部分に限り）に対応する月額の基本料金に相当する額の範囲内でその損害賠償に応じます。ただし、月額の基本料金を賠償の限度とします。

2. 他の電気通信事業者の回線にその責めがある場合、当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、他の電気通信事業者からの損害賠償額の範囲内とします。
3. 契約者、もしくは取引先企業から、本サービス経由で受信した電子署名付電子帳票データが改竄されているにもかかわらず、契約者、もしくは取引先企業にて署名検証したものの改竄を検知できなかったという理由で損害賠償の請求が当社に対してなされた場合は、次の各号に該当する場合に限り、当社は損害賠償に応じます。ただし契約者に発生した損害の原因となった事象が発生した月に、当社が受領したサービス利用料金総額（当該月において初期費用を受領していた場合は、サービス利用料金総額から初期費用を控除した額）を賠償の限度額とします。
  - (1) 当社は当社が保存している電子署名付電子帳票データの改竄有無を検証し、この電子署名付電子帳票データの改竄を検知した場合。
  - (2) 契約者、もしくは取引先企業が保存している電子署名付電子帳票データ及び当社が保存す

る電子署名付電子帳票データの双方ともに改竄が検知されず、かつ、当社が保存している契約者もしくは取引先企業からの送信データの内容と、電子署名付電子帳票データの内容が異なる場合。

#### 第41条（免責）

- 本サービスは契約者のデータ交換及び交換データの保管を保証するものではありません。当社は、第40条（損害賠償の範囲）第1項に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用により被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。
2. 天災地変、事変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、争議行為、伝染病、疫病その他不可抗力による場合当社は免責とします。
  3. 第24条（非常事態が発生した場合等の利用制限）に定める重要通信の確保のための利用の制限が原因となる契約者の損害については、当社は免責とします。
  4. 契約者、もしくは取引先企業から、当社に対して第40条（損害賠償の範囲）第3項に基づく損害賠償請求があった場合において次の事項に該当する場合。
    - (1) 契約者、もしくは取引先企業が保存している送信データと、当社が保存している契約者もしくは取引先企業からの送信データの内容が異なる場合。
    - (2) 契約者、もしくは取引先企業が、受信データ（電子署名付電子帳票データ）を電子データの形で保存していない場合。
    - (3) 第42条（技術的事項）に定める当社のデータ保存期間を過ぎた後、契約者、もしくは取引先企業が第40条（損害賠償の範囲）第3項に基づき当社に対して損害賠償請求した場合。
    - (4) 契約者、もしくは取引先企業が保存している受信データ（電子署名付電子帳票データ）が、当社が本サービスにて使用している電子証明書とは異なる電子証明書を使って署名されていたことが判明した場合。

## 第10章 雑則

#### 第42条（技術的事項）

本サービスにおける基本的な技術的事項は、別表第3号〈技術的事項〉のとおりとします。

#### 第43条（契約者の義務）

- 当社が設置するネットワーク接続装置等の設備について、契約者は次の事項を遵守するものとします。
- (1) 善良な管理者の注意をもってその設備を維持、管理すること。
  - (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取りはずし、変更し、又は分解しないこと。
  2. 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、又は他の機械等を取り付けないこと。
  3. 契約者は、当社が設置する設備について善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、契約者以外の行為についても当社に対して責任を負うものとします。
  4. 前2項の規定に違反してその設備を滅失し又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を契約者が負担するものとします。

#### 第44条（自己責任の原則）

- 契約者は、本サービスの利用に伴い他者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
2. 当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠

償を請求することができます。

#### 第45条（禁止行為）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。（以下の行為には、ホームページ等による情報を発信する行為を含みます。）

- (1) 他の契約者又は第三者（国内外を問いません）若しくは当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (2) 他の契約者又は第三者若しくは当社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為。
- (3) 他の契約者又は第三者若しくは当社を差別、又は誹謗、中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺などの犯罪に結びつく、又は結びつく恐れのある行為。
- (5) 猥褻児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為。
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為。
- (8) 他の契約者又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (10) 公職選挙法に違反する行為。
- (11) 無断で広告、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- (12) 他の契約者又は第三者の設備など又は当社或いは他社の〇〇サービス用設備の利用又は運営に支障を与える行為。
- (13) その他法令若しくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、又は他の契約者又は第三者に不利益を与える行為。
- (14) 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ、情報等へリンクを張る行為。

#### 第46条（秘密保持）

契約者及び当社は、本サービスに関連して知り得た相手方又は相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の秘密情報を本サービスの存続期間中はもとより、本サービス終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実若しくは当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察、裁判所又はその他の政府機関からの要請により、契約者情報の提供を求められた場合には、当該情報を関係法令の範囲内で提供することがあります。

#### 第47条（契約者情報の取扱い）

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による電気通信サービスの提供、並びにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

2. 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。
  - (1) 契約者に対する電気通信サービスの提供義務。
  - (2) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の提案業務。
  - (3) 契約者に対する電気通信サービス又は電気通信設備その他営業促進活動業務。
  - (4) 契約者の電気通信サービスの利用状況に関する分析業務。
  - (5) 電気通信サービス又は電気通信設備その他関連事項の開発業務。
3. 当社は、契約者から当社障害受付部門に対する電話による問合せ等をいただいた場合、サービス品質確保のため、通話内容を録音させていただく場合があります。
4. 当社は本サービス提供に際し、第三者サービスを利用する場合があります。利用する第三者サービスは別表第4号<第三者サービス>に示します。

#### 第48条（協議事項）

この約款に記載されていない事項で本サービスを提供するうえで必要な細目事項については、契約者と当社で協議のうえ定めることとします。

#### 第49条（準拠法及び管轄裁判所）

この約款は日本国の法律に準拠するものとし、この約款に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

1. この約款は、平成16年11月1日より適用します。
2. この約款は、平成17年4月1日より適用します。
3. この約款は、平成18年8月16日より適用します。
4. この約款は、平成18年10月16日より適用します。
5. この約款は、平成23年3月8日より適用します。
6. この約款は、平成25年4月16日より適用します。
7. この約款は、平成26年10月1日より適用します。
8. この約款は、平成30年8月1日より適用します。
9. この約款は、令和2年4月1日より実施します。

## 別表第1号<管理範囲>

### サービス提供時間及び当社の EDI サービス利用について

1. 本サービスの提供時間は、当日の午前5時から翌日の午前1時までとします。
2. 契約者が当社のEDIサービスを利用する場合は、EDIサービスのサービス時間が適用されます。

### 契約者の端末設備の要件

1. 対応 OS、対応ブラウザ、必要アプリケーション  
以下マニュアルを参照のこと。

(1)電子帳票配信サービス 操作マニュアル【グループ管理者用】

(2)電子帳票配信サービス 操作マニュアル【一般ユーザ用】

2. 対応機種

パソコン: 電子帳票配信サービス操作マニュアルに定める対応 OS をサポートする PC/AT 機

CPU: 1.5GHz 以上

必要メモリ : 1GB 以上推奨

必要空きディスク容量 : 450MB 以上の空き容量

解像度: 1024 × 768 以上

3. 基本的な通信手順

HTTPS

契約者が当社電子帳票サービスセンターへ接続する為に、当社が提供するEDIサービスを利用する場合は、EDIサービスの契約約款に定める条件によります。

契約者が当社電子帳票サービスセンターへ接続する為に、当社が提供するインターネット接続サービスを利用する場合は、インターネット接続サービス契約約款に定める条件によります。

## 別表第3号<技術的事項>

### 取り扱いデータについて

1. 当社が契約者に別途提出する帳票レイアウト設計仕様に記載した内容のとおりとします。
2. 当社は契約者及び取引先企業のデータ内容については、全く関知していません。
3. 契約者及び取引先企業は受信した電子帳票について署名検証をできるだけ速やかに実施しなければなりません。
4. 当社は、契約者、もしくは取引先企業からの送信データ、並びに当該送信データを基に生成した電子署名付電子帳票データを1年間、保存します。

#### 別表第4号<第三者サービス>

当社は、本サービスを提供するにあたっては、第三者サービスを利用しておりません。